

2025年3月14日  
九州電力送配電株式会社**「離島等供給約款」及び「電気最終保障供給約款」の変更届出を行いました**  
— 九州本土の電気料金を踏まえた電気料金見直し等 —

当社は、2025年1月17日にお知らせしておりました「離島等供給約款<sup>※1</sup>」及び「電気最終保障供給約款<sup>※2</sup>」に係る電気料金の見直し等について、本日、電気事業法第20条第1項及び同法第21条第1項に基づき経済産業大臣に変更届出を行いましたので、お知らせします。

主な見直し項目は、以下のとおりです。

新たな離島等供給約款及び電気最終保障供給約款は、2025年4月1日から実施します。

## ○ 主な見直し項目（概要は別紙1参照）

項 目		離島等供給		最終保障 供給
		低圧	高圧以上	
九州本土 料金の反映	電力量料金単価の見直し (料金単価は別紙2～4参照)	○ (一部)	○	○
	燃料費調整 <sup>※3</sup> の前提諸元の見直し	対象外	○	— <sup>※4</sup>
	市場価格調整の導入・見直し	対象外	○	○ <sup>※5</sup>
その他	託送供給等約款の見直し反映	○	○	○

※1：離島等供給約款  
本土と電氣的に連系していない離島において、当社から電気の供給を受ける場合に適用する料金等の供給条件を定めたものです。

※2：電気最終保障供給約款  
小売電気事業者のいずれとも電気の需給契約についての交渉が成立しない高圧以上のお客さまが、当社から電気の供給を受ける場合に適用する料金等の供給条件を定めたものです。

※3：燃料費調整  
火力燃料費（原油・液化天然ガス・石炭）の変動をできるかぎり迅速に電気料金に反映させるため、燃料価格の変動分に応じて電気料金を調整する制度です。

※4：電気最終保障供給約款において、燃料費調整の前提諸元見直しについては2024年4月反映済。

※5：電気最終保障供給約款において、市場価格調整の導入については2024年4月反映済。

以 上